

西東京市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会

検討結果報告書

令和7年11月

西東京市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会

目 次

1	はじめに	3
2	部活動の地域連携・地域移行・地域展開の定義	4
3	西東京市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会設置の目的	4
4	東京都及び西東京市の現状	4
5	部活動の地域連携及び地域移行の諸課題に関する意見の概要	12
6	今後の方向性について	14

1 はじめに

中学校における部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきた。

しかしながら、部活動を巡る状況については、近年、少子化が深刻化する中、特に持続可能性という面での課題や、競技経験のない教員が指導せざるを得ない点、休日も含めた運動部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教員にとって負担となっていることも指摘されている。

令和2年9月に、文部科学省、スポーツ庁、文化庁は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」と示した。

令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応を示した。

また、令和7年5月16日に、スポーツ庁は、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～」を公表し、「地域移行」から、「地域展開」という名称に変更することを示すとともに、次期改革期間（仮称：「改革実行期間」）は、前期3年間（令和8年度～令和10年度）、後期3年間（令和11年度～令和13年度）の計6年間として設定することが考えられると示した。

さらに、次期改革期間内において、原則として、全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すことが考えられ、その際、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましいとも示した。

東京都は、部活動検討委員会において、都内公立学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた課題整理を行うとともに、国の方向性も踏まえ、改革推進期間において、都内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行が推進されるよう、令和5年3月に、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を作成した。

西東京市においては、これらの国や東京都の動向を踏まえ、教員の学校における働き方改革の推進を図りながら、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことを目的とし、本市の実情に応じて、市立中学校の部活動の地域連携・地域展開に取り組む。

2 部活動の地域連携・地域展開の定義

(1) 地域連携

学校が主体となって行われる部活動である。複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の人材を活用することにより、あくまで学校が運営・実施するもの。

(学校教育活動)

(2) 地域展開

地域が主体となって行われる活動である。総合型地域スポーツクラブや民間事業者などの地域の多様な主体が運営・実施するもの。

(学校教育活動ではない)

※ 令和7年5月16日に、スポーツ庁が、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ～子供たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて～を公表し、「地域移行」から、「地域展開」という名称に変更となった。

3 西東京市立中学校地域連携・地域移行検討委員会設置の目的

本委員会は、西東京市立中学校部活動地域連携・地域移行検討委員会設置要綱に基づき、部活動の地域連携及び地域移行の諸課題に関すること及び課題の解決を図るための方向性に関すること等、西東京市立中学校部活動の在り方に関する検討を行うために設置した。

4 東京都及び西東京市の現状

令和6年度「未来へ つなぐ 部活動改革 アンケート」(東京都教育委員会(令和6年7月実施))の結果(抜粋)は以下のとおりである。

〈対象〉

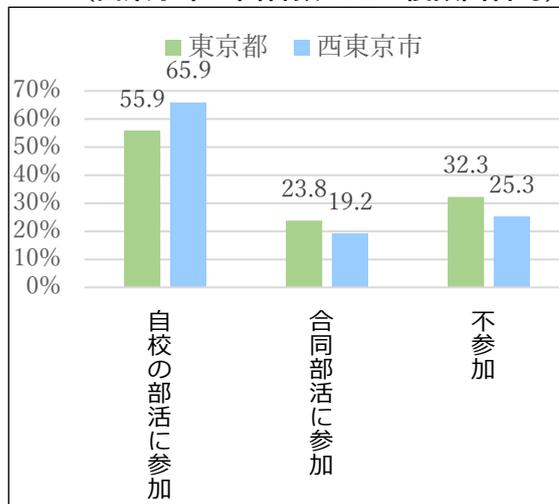
東京都内公立中学校、公立義務教育学校又は公立中高一貫教育校計627校のうち、中学校第2学年の生徒及びその保護者、中学校第2学年相当学年の生徒及びその保護者、対象校の教員計約17万4千人(任意回答)

(1) 生徒の回答

ア 自分の学校に、希望する種目や分野の部活動がない場合、どうしますか。

(西東京市の回答数478 複数回答可)

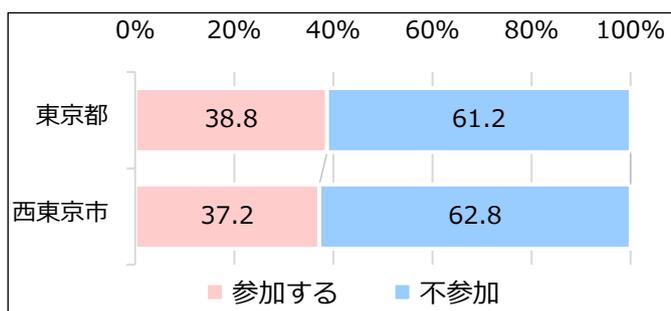
	合計	自校の部活に参加	合同部活に参加	不参加
東京都	21,522	12,027	5,118	6,949
	100.0	55.9	23.8	32.3
西東京市	478	315	92	121
	100.0	65.9	19.2	25.3
東京都全体との差		10.0	-4.5	-7.0



イ 希望する種目や分野の活動が、地域クラブ活動としてある場合、参加しますか。

(「ア」で不参加を選んだ場合に回答。)

	合計	参加する	不参加
東京都	6,949	2,693	4,256
	100.0	38.8	61.2
西東京市	121	45	76
	100.0	37.2	62.8
東京都全体との差		-1.6	1.6



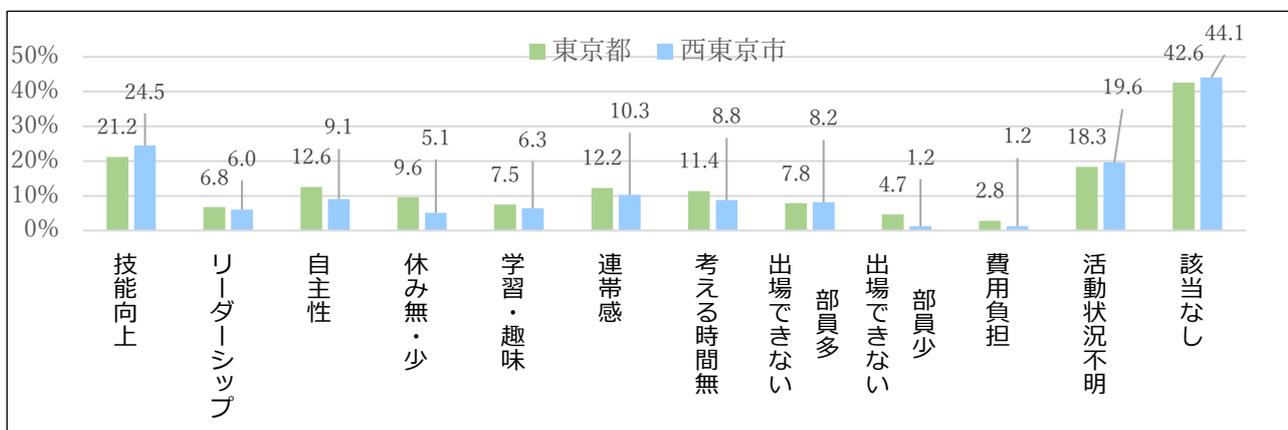
- ・東京都との比較において、自校の部活動に参加したいと考える生徒が多い。
- ・また、自分の学校に、希望する種目や分野の部活動がなく、地域クラブ活動にある場合に参加したいと考えている生徒が一定数いる。

(2) 保護者の回答

ア 現在、お子様が参加している部活動について、困っていることはありますか。（複数回答可）

	合計	技能向上	リーダーシップ	自主性	休み無・少	学習・趣味	連帯感
東京都	10,574 100.0	2,244 21.2	715 6.8	1,331 12.6	1,012 9.6	796 7.5	1,295 12.2
西東京市	331 100.0	81 24.5	20 6.0	30 9.1	17 5.1	21 6.3	34 10.3
東京都全体との差		3.2	-0.7	-3.5	-4.4	-1.2	-2.0

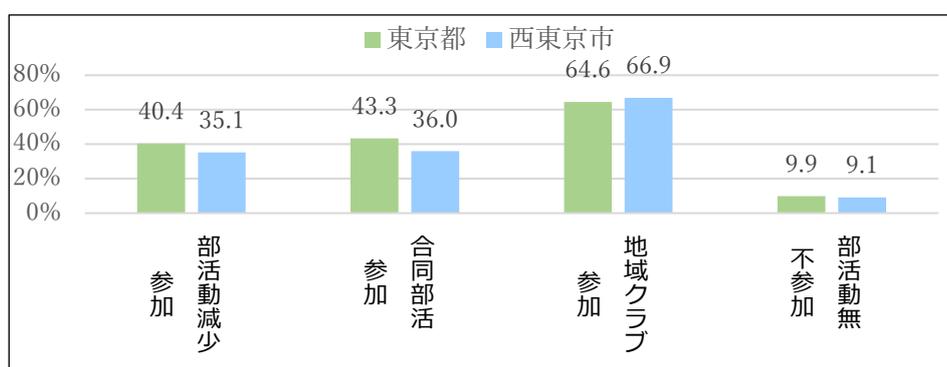
	合計	子どもたちが考える時間が無い	部員が多く出場できない	部員が少なく出場できない	費用負担	活動状況不明	該当なし
東京都	10,574 100.0	1,204 11.4	828 7.8	492 4.7	295 2.8	1,937 18.3	4,504 42.6
西東京市	331 100.0	29 8.8	27 8.2	4 1.2	4 1.2	65 19.6	146 44.1
東京都全体との差		-2.6	0.3	-3.4	-1.6	1.3	1.5



- ・約44%の保護者は、子の参加する部活動について困っていることはない。
- ・困っていることがある保護者の回答のうち、技能向上に関するもの、活動状況が不明であることに関するものが比較的多いことから、部活動や地域クラブに、指導力や広報力が求められると考えられる。

イ お子様の学校に、希望する種目や分野の部活動がない場合、お子様をどのような活動に参加させたいですか。（複数回答可）

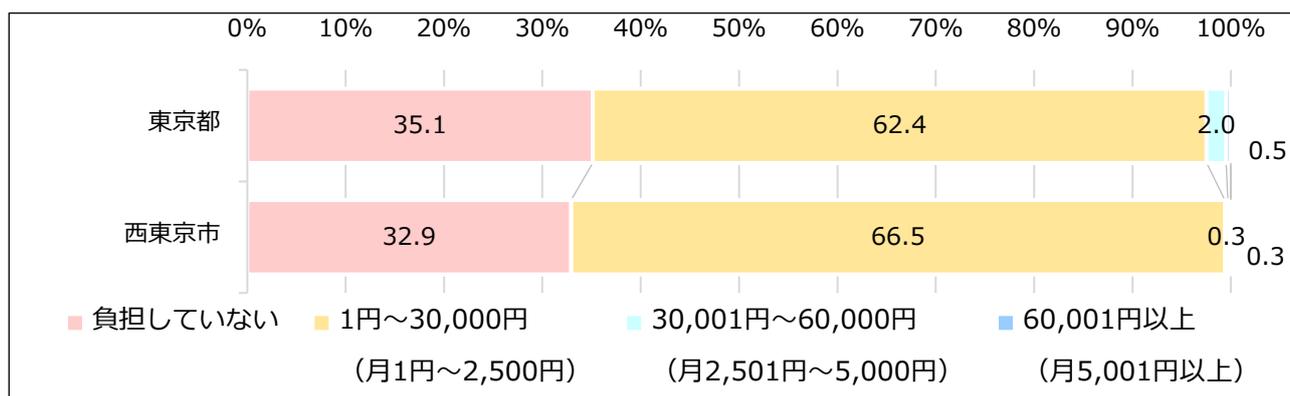
	合計	部活動が減少しても 自校の部活動に参加	合同部活 に参加	地域クラブに参加	不参加
東京都	11,518 100.0	4,656 40.4	4,992 43.3	7,437 64.6	1,140 9.9
西東京市	350 100.0	123 35.1	126 36.0	234 66.9	32 9.1
東京都全体との差		-5.3	-7.3	2.3	-0.8



ウ 現在、お子様が参加している部活動の部費（保護者の負担）は、年間いくらですか。

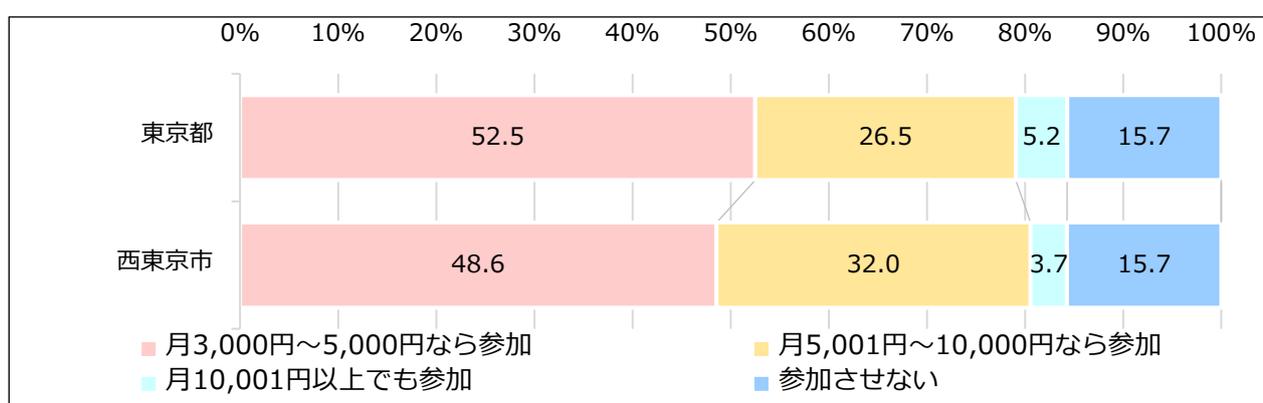
（西東京市の回答数331）

	合計	負担して いない	1円～30,000円 （月1円～2,500円）	30,001円～60,000円 （月2,501円～5,000円）	60,001円以上 （月5,001円以上）
東京都	10,574 100.0	3,715 35.1	6,599 62.4	210 2.0	50 0.5
西東京市	331 100.0	109 32.9	220 66.5	1 0.3	1 0.3
東京都全体との差		-2.2	4.1	-1.7	-0.2



エ お子様の休日の地域クラブ活動への参加に当たり、保護者が負担する活動費との関係について、
 どのようにお考えですか。（西東京市の回答数350）

	合計	月 3,000 円～5,000 円 なら参加	月 5,001 円～10,000 円 なら参加	月 10,001 円 以上でも参加	参加させない
東京都	11,518 100.0	6,049 52.5	3,057 26.5	603 5.2	1,809 15.7
西東京市	350 100.0	170 48.6	112 32.0	13 3.7	55 15.7
東京都全体との差		-3.9	5.5	-1.5	0.0

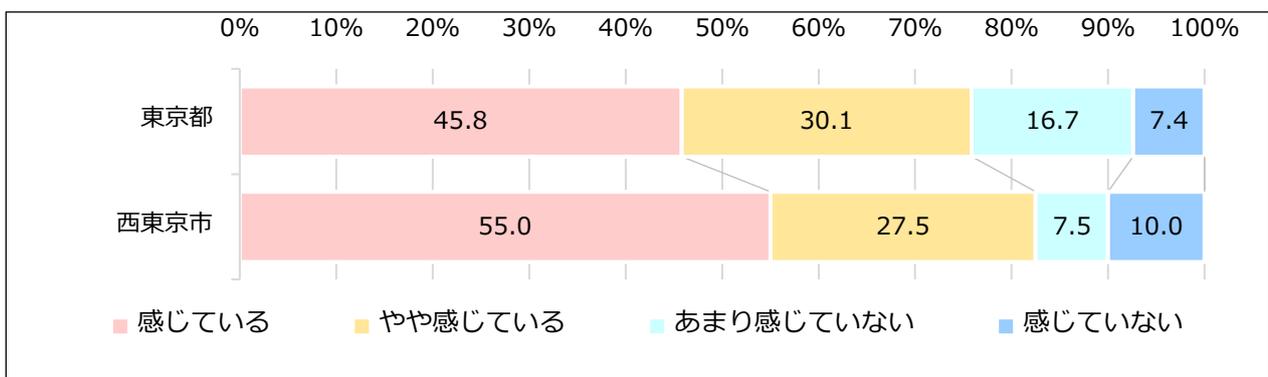


- ・ 現在、部費の負担額は年額 3 万円（月額 2,500 円）以下の部活動が 90%以上を占める。
- ・ 地域クラブの活動費が、月額 3,001 円～5,000 円なら参加させると回答した保護者と、月額 5,001 円～10,000 円なら参加させると回答した保護者を合わせると約 80%を占める。
- ・ しかしながら、保護者の費用負担があるならば参加させないと回答した保護者が約 16%を占める。
- ・ 受益者負担と公的負担とのバランスを取ることが大切である。

(3) 教員の回答

ア 現在、部活動の指導や運営を負担に感じていますか。(西東京市の回答数 40)

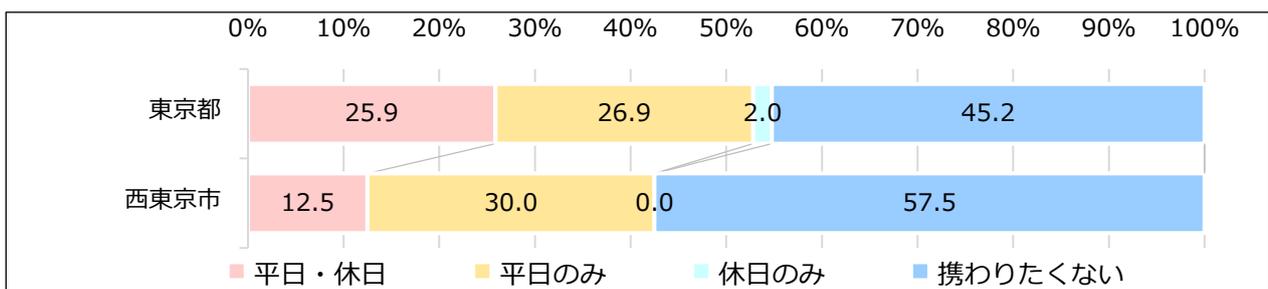
	合計	感じている	やや感じて いる	あまり感じて いない	感じて いない
東京都	4,194 100.0	1,921 45.8	1,261 30.1	701 16.7	311 7.4
西東京市	40 100.0	22 55.0	11 27.5	3 7.5	4 10.0
東京都全体との差		9.2	-2.6	-9.2	2.6



・東京都では、75%以上の教員が部活動の指導や運営を負担に感じている。

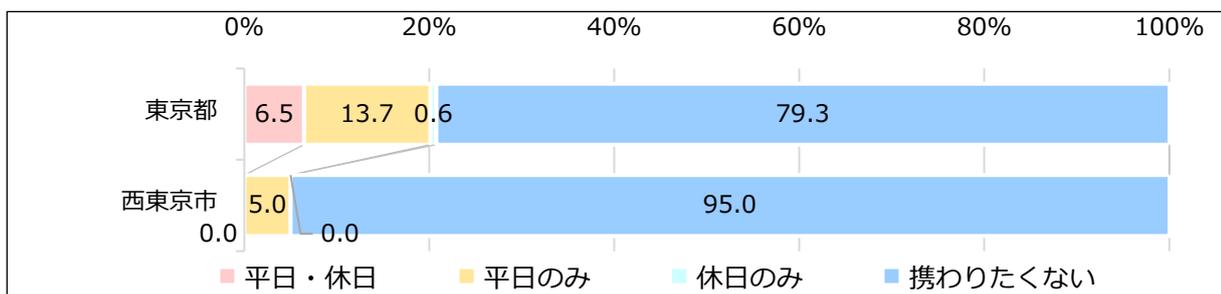
イ 自分の専門の部活動について、指導や運営に携わりたいですか。(西東京市の回答数 40)

	合計	平日・休日	平日のみ	休日のみ	携わりたくない
東京都	4,194 100.0	1,085 25.9	1,130 26.9	82 2.0	1,897 45.2
西東京市	40 100.0	5 12.5	12 30.0	0 0.0	23 57.5
東京都全体との差		-13.4	3.1	-2.0	12.3



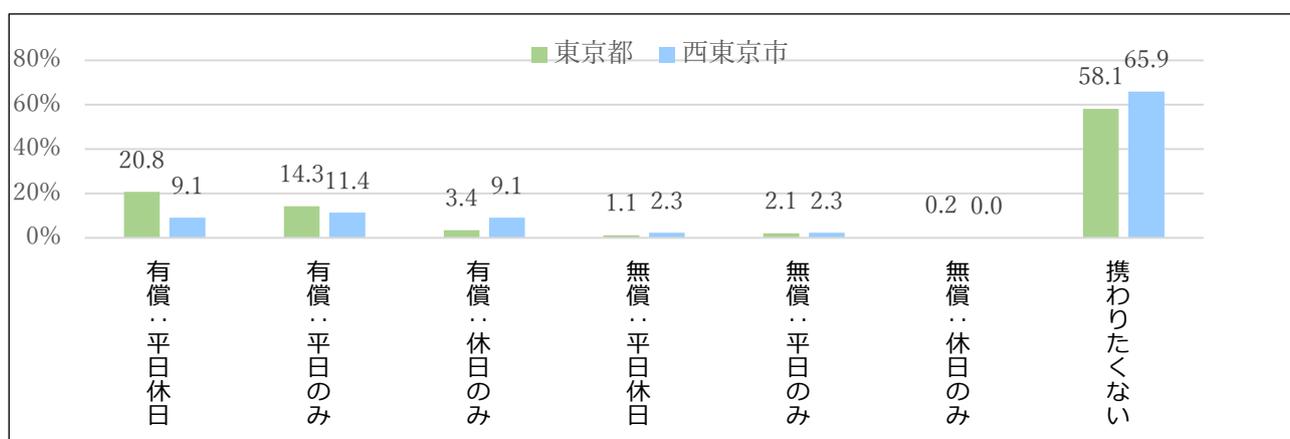
ウ 自分の専門ではない部活動について、指導や運営に携わりたいですか。（西東京市の回答数40）

	合計	平日・休日	平日のみ	休日のみ	携わりたくない
東京都	4,194	271	573	26	3,324
	100.0	6.5	13.7	0.6	79.3
西東京市	40	0	2	0	38
	100.0	0.0	5.0	0.0	95.0
東京都全体との差		-6.5	-8.7	-0.6	15.7



エ 部活動が地域に移行した際に、自分の専門の活動である場合、兼業・兼職の許可を受けて、地域クラブ活動の指導や運営に携わりたいですか。（西東京市の回答数44）

	合計	有償： 平日休日	有償： 平日のみ	有償： 休日のみ	無償： 平日休日	無償： 平日のみ	無償： 休日のみ	携わり たくない
東京都	4,592	954	657	158	51	96	7	2,669
	100.0	20.8	14.3	3.4	1.1	2.1	0.2	58.1
西東京市	44	4	5	4	1	1	0	29
	100.0	9.1	11.4	9.1	2.3	2.3	0.0	65.9
東京都全体との差		-11.7	-2.9	5.7	1.2	0.2	-0.2	7.8



オ その他（自由意見）

- 自身の研究等に時間を費やすことができない。
- 技術的な指導が難しい。
- 他の校務が忙しくて、思うように指導できない。

- ・東京都では、約28%の教員が、専門の部活動について、休日の指導や運営に携わりたいと回答している。（平日・休日と回答した教員を含む）
- ・東京都では、約79%の教員が、専門ではない部活動について、休日の指導や運営に携わりたくないと回答している。
- ・東京都では、約58%の教員が、部活動が地域に移行した際、自分の専門の活動である場合、兼業・兼職の許可を受けて、地域クラブ活動の指導や運営に携わりたくないと回答している。
- ・教員が、東京都内全域を異動することを踏まえる必要がある。
- ・休日の指導や、地域クラブ活動の指導・運営に携わりたい教員もいることを踏まえ、教員に兼業・兼職を許可し、指導者にする必要もあると検討する必要があると考えられる。
- ・専門的な技術指導を行うことができる人材が部活動を指導し、教員が研究及び校務等に時間を費やすことができる環境を構築することにより、生徒に対してよりよい教育活動を展開することが期待される。

5 部活動の地域連携及び地域展開の諸課題に関する意見の概要

(1) 部活動の目的について

- 強化するということと楽しむということ、また、平等性も含めて部活動がどうあるべきか考える必要がある。例えば、大学に部活動とサークルの二つがあり、その棲み分けができていますが、なかなか中学校や高校ではそれができておらず、どちらかになっているところが多いと思う。チーム分けが出来ることでそのような棲み分けができるのであれば、両方それぞれを目指す子たちがそれぞれのところに行けるというところで、改善になるのではないかと思う。強いものを作るという部活動だけになってしまうと、単純に楽しみたいという子たちが排除されてしまう可能性があるというのが気を付けるべきところであると思う。

(2) 実施主体について

- 合同部活動や拠点校方式の部活動では、学校長が上長となる。
- 地域クラブの活動では、地域クラブの運営責任者が上長となる。
- 部活動の上長を誰にするかによって、組織作りが大きく変わる。上長を教育委員会にするのか地域クラブにするのかを明らかにして組織を作るべき。

(3) 指導者の確保について

- 各学校の部活動に1名ずつ指導者を置くならば、相当数の指導者が必要となる。
- 人間を育てるということを踏まえ、指導者の資格等を誰が審査するのかという課題がある。
- 教員だから信頼できる。急に別の人が指導者となると不安である。
- 教員でない指導者に個人情報を渡すことが不安である。
- 例えば「この人は人物的にも指導的にも推薦できる」などの推薦の制度があってもよいのではないか。
- 教員免許を取得していることが相応しいという考え方もあるが、専門性が高いスキルがあるという部分があればよいとの考え方もある。
- 教員の兼職・兼業を認めることもできる。

(4) 活動運営費用の確保について

- 地域クラブに部活動の運営を任せるとなると、組織的に運営するためには、相応の費用がかかる。費用をできるだけ抑えながら、仕組みを作らなければならない。
- 家庭・子どもの立場から考えると、部活動は無償であると考えらるであろう。例えば総合型地域スポーツクラブでは、会費を支払うことになる。家庭・子どもにとって大きな違いである。
- ある部活動では会費がかかり、ある部活動では会費がかからないことを問題と捉えるならば、会費をとることは難しい。市として補助金等により運営することも考えられる。
- 例えば、受験勉強などのために塾に対して 10,000 円 20,000 円を払うことは、結構当たり前のようになっているが、スポーツや文科系などの分野となると 10,000 円以上払うことに少し難色を示すことが多い。行政の運営のためにも指導者の報酬のためにもこの文化を変えていかなければならない。受益者負担は当たり前で、0円というのは正当ではないのではないか。価値をどれだけ生み出せるかということなのではないか。

- 人件費を例にすると、教員は、休日の部活動を行うと、3時間の活動に加え、活動の準備・片付けを行う半日程度の活動で、4,000 円の特務手当を支給されている。スポーツクラブの指導者では、90 分の指導で 3,000 円支給されている例がある。

(5) その他の運用上の様々な課題について

- 生徒の、活動場所への移動手段について
- 大会・練習試合等の引率について
- ユニフォーム等の購入等について
- 学校施設の使用や用具の使用・購入等について
- 指導者資格・審判資格について
- 体罰等の防止について
- 指導者に対する報酬、その他の運営費用について
- 大会に参加する生徒の選手登録事務・保険加入等の事務について
- 保護者への連絡方法等について

6 今後の方向性

文部科学省（スポーツ庁・文化庁）が令和7年5月16日に公表した『『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ』に基づき、令和8年度から令和13年度を改革実行期間とし、地域の実情に応じて、地域連携及び休日の地域展開をモデル実施（試行実施）する。その後、実現可能な部活動から、順次、地域連携及び休日の地域展開に向けた取組を行う。

(1) 部活動の目的について

- 各学校が部活動を実施する際、レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を行い、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮するとともに、複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮する。
- 平日の部活動と休日の部活動の指導者が異なることが想定されるため、指導の一貫性を確保するために、学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る。
- 各学校は、生徒・保護者に、部活動は教育課程外の活動であることから、学校の判断により実施しないこともあり、学校が実施できる範囲の活動に、生徒が自主的・自発的に参加することより行われるものであることについて理解を求める。

(2) モデル実施（試行実施）の実施主体について

- 教育委員会が、民間団体等に地域クラブ活動の運営を委託すること等により、民間団体等の責任者を上長として、学校教育活動外の活動としての地域クラブ活動を実施する。

(3) 地域クラブ活動の指導者確保について

- 民間団体等の指導者を、休日の活動の指導者にする。
- 休日の指導を希望する教員の兼職・兼業を認め、民間団体等に所属し、地域クラブの運営に携わることができる体制を構築する。

(4) 受益者負担を含む費用の確保について

- モデル実施（試行実施）期間については、受益者負担とせず、公的負担で費用を賄う。
- 学校施設の活用、学校にある用具の活用により、活動に必要な費用を抑える。
- モデル実施（試行実施）期間以降の、地域クラブ活動においては、指導者への報酬、大会登録事務、その他運営に必要な費用を受益者負担で賄うことを基本としながら、一部を公的負担で補助することを検討する。その際、受益者負担については、国が検討する金額の目安等を参考にする。

(5) その他の運用上の様々な課題について

- 教育委員会は、休日の地域クラブ活動の代表者に、グラウンドや体育館等の施設や用具の使用を許可する。
- 地域クラブ活動の指導者は、大会に参加するために必要な指導者資格や審判資格を取得する。ただし、大会参加に当たり、資格を必要としない場合等はその限りではない。
- 学校又は、地域クラブの指導者は、中学校体育連盟、各種競技団体等への選手登録事務を行う。また、地域クラブの指導者は、生徒の保険加入等の事務を行う。

(6) 地域連携・地域展開のスケジュールについて

- スポーツ庁は、現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手することとしている。
- また、平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進することとしている。
- 西東京市においては、地域の実態に応じて、以下に示すスケジュールで改革を実行する。

		改革実行期間					
		前期			後期		
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
地域展開		公的負担による 地域展開のモデル実施（試行実施）			受益者負担と公的負担 による地域展開の検討		
				中間評価			